

## 千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の在宅医療従事者の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築するため、在宅医療機関等が実施する在宅医療における暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 「在宅医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所とする

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、別表1の第1欄に記載の事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者は、在宅医療機関等であって、県内において運営している事業所とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を

締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第4条第二項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表の第2欄に定める経費とし、補助率は同表第4欄に定めるものとする。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める対象経費に係る支出額に第4欄の補助率を乗じて得た額と、第3欄に定める補助基準額に第4欄の補助率を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により付す条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。
- (5) その他知事が必要と認める条件。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるとき、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

(承認申請)

第12条 第10条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した「千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業変更(中止・廃止)承認申請書」(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 この補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、「千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業実績報告書」(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第7条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、「千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業補助金交付請求書」(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、規則第18条第2項の規定により、補助事業者が補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに「千葉県在宅医療機関等における安全確保対策推進事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第19条 知事が必要と認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年11月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、令和10年3月31日まで、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月3日から施行する。

(別表)

1 対象となる事業	2 対象経費	3 補助 基準額	4 補助率
在宅医療機関等が従事者の安全を確保するため、通話録音装置等の機器の配備や警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービスの導入を行う事業（ただし、事業の実施及び事業にかかる経費の支払いが令和7年11月7日から令和9年3月31日までのものに限る。）	通話録音装置等の備品購入費及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費。（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。） [対象経費の例] ・通話録音装置等の備品購入費 固定電話用通話録音装置（電話本体や工事費は対象外）、ボイスレコーダー、ウェアラブルカメラ、外部にSOSを発信することができる機器、位置情報が共有できる機器 ・警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費 緊急時駆けつけサービスへの登録費・加入料金・初期導入経費等	1事業所 当たり 60千円	3分の2